

大阪市告示第647号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある道路を、2年以内にその事業が執行される予定のものとして指定した。なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

大阪市長 横山英幸

指定年月日

令和6年4月17日

名 称	指定区間		道路幅員	道路延長
	起点	終点		
市道中之島線	北区中之島五丁目	北区中之島五丁目	m	m
	17番4地先	14番2	0.50~1.00	110.10

(計画調整局建築指導部建築企画課)